

マネー・ローンダリング罪 捜査のすべて

【第3版】

城 祐一郎 著

立花書房

マネー・ローンダリング罪 捜査のすべて 〔第3版〕

城 祐一郎 著

立花書房

第3版 はしがき

本書も前回改訂してから、5年近くが経過し、その間に、マネー・ローンダリング対策として、暗号資産が大きな問題として登場してきている。暗号資産を取り巻く状況は、捜査機関にとって決して好ましいものではなく、捜査が実施し難く、実際のところ、マネー・ローンダリングの温床となっているのではないかと懸念もある。また、暗号資産に関連した事件が実際に起きているなか、首謀者が未だに検挙されていないという問題も残っている。

このような事態を打開するためにも、筆者は、これまでのマネー・ローンダリング捜査の手法を暗号資産が用いられた場合にも適用できないかなどの検討を重ねてきた。本書での検討内容等が実際の捜査にどの程度役に立つものであるか不明なところはあるが、少しでも悪質な犯罪者の検挙につなげたいという思いは、皆さん同様に筆者も持っているところである。本書がマネー・ローンダリング捜査にいくらかでも貢献できればとの願いを込めて世に出す次第である。

また、この間に、組織的犯罪処罰法など関連する法律の改正も相次いでなされ、特に、犯罪収益取得仮装罪等の法定刑が引き上げられるなどの大きな改正も行われた。それら立法の背景事情なども含めて、捜査官の皆様には理解してもらえるように解説を試みたつもりである。

上記法定刑の引上げに見られるように、マネー・ローンダリング対策の重要性は益々高まっている。そのような中で、本書が現場の捜査に従事される方々のお役に立てるものとなっていれば、筆者としては望外の喜びである。是非、本書を使って隠れている巨悪に鉄槌を下していただきたい。

なお、第2版までに含めていた特殊詐欺についての記述は、今回の改訂では削除している。これは、特殊詐欺について、その後の判例等も多く、本書でまかなうには不相当な分量となってしまったためである。その代わりに、特殊詐欺については、来年中に刊行予定である「知能犯捜査全書」において詳述するので、そちらの刊行をお待ちいただきたい。

本書の改訂に当たっては、校正段階において、警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第二課の警察庁指定広域技能指導官である館純也氏を始めとする、マネー・ローンダリング対策の担当者の方々から、綿密なチェックと的確な御指摘をいただき、本書がより、充実するに至っている。ここでその御労苦に対し、厚く謝意を表したい。また、立花書房編集部長馬場野武氏、同部係長兼営業部係長の下村大志氏等には、本当にお世話になった。両名にも、心から感謝している次第である。

令和5年8月

城 祐一郎

第2版 はしがき

本書は、平成26年8月に出版した「マネー・ローンダリング罪——捜査のすべて」を改訂したものである。同書が世に出てから、既に4年以上が経過し、この間に、組織的犯罪処罰法が改正され、我が国のマネー・ローンダリング法制も大きく変わる事となった。その法改正の内容や、近時における新しいマネー・ローンダリング事案、更には、今後、懸念される事柄等について著す必要から改訂を行ったものである。

法改正によりマネー・ローンダリング捜査がやり易くなるのは理論上明らかであるが、それを実際にどのように活用するかは、現場の捜査官次第である。マネー・ローンダリング罪は一般の捜査官にとってなじみが薄いものであるだけに、この種経済事犯についても興味をもって臨んでいただきたいと願っているところである。

また、マネー・ローンダリングが預貯金口座を介して行われることも多いことから、これまでも預貯金口座に関わる詐欺罪についての解説をしていたが、今回、預貯金口座に関わる詐欺として、振り込め詐欺などの特殊詐欺も同様に必要であると考え、新しく特殊詐欺に関する記述をも加えることとした。

本書の作成に当たっては、上記初版のときから世話になっていた立花書房出版部の中塾誠也係長に再びお世話になることになり、その上司の馬場野武部長にも多大の協力を得た。両氏による一方ならぬ貢献に、厚く謝意を表したい。

平成30年11月

城 祐一郎

はしがき

本書は、平成19年に立花書房から出版された『マネー・ローンダリング罪の理論と捜査』を改訂したものである。ただ、ここで取り扱うこととした項目が多岐にわたり、掲載した判例や犯罪事実記載例等のボリュームも著しく増えたこと、さらには、新規の立法等をも取り込んで解説を試みるなどしたこともあって、元々の書物とはその様相を一変したことから、新たに『マネー・ローンダリング罪——捜査のすべて』として出版することとしたものである。

近時、暴力団等の反社会的勢力の伸張は著しく、振り込め詐欺等の特殊詐欺においても、それら犯罪組織集団が関与しているのではないかと疑われる中、組織犯罪集団に対して、効果的な摘発、検挙、起訴等といった処分を課するためには、末端の犯罪者からの突き上げで組織の中核に挑むといった従来型の捜査では行き詰まるのではないかと懸念されるところである。そのような状況下において、捜査の端緒を疑わしい資金の流れなど経済活動の片鱗に求め、組織犯罪集団のトップやそれに近い立場の者をターゲットにするような捜査活動を可能にし、また、経済的側面からの犯罪組織への打撃という効果をも併せ持つマネー・ローンダリング罪の捜査には期待されるところが大きいものと思われる。

本書は、そのような社会情勢下において、組織犯罪等を対象とする捜査に従事する方々の一助になることなどを目的として作られたものであり、できるだけ網羅的に問題点を拾い上げ、理論的な裏付けと多角的な対策を例示できるようにしてあるものである。今後、実際に行われるであろうマネー・ローンダリング事件の捜査に本書が役立てば、著者として望外の喜びである。

本書の作成に当たり、立花書房の中埜誠也氏、濱崎寛美氏、安部義彦氏等には大変お世話になった。ここに厚く謝意を表したい。

平成26年6月

城 祐一郎

第1編 マネー・ローンダリング総論

第1章	マネー・ローンダリングとは	2
第2章	マネー・ローンダリング罪の発生の由来	4
第3章	マネー・ローンダリング罪の誕生	7
第4章	国際社会及び我が国における マネー・ローンダリング規制の発展の経緯	
第1	<u>国際協調が求められる理由</u>	9
第2	<u>麻薬新条約の成立／麻薬特例法の制定</u>	11
第3	<u>FATFの設立</u>	11
第4	<u>FATFによる「40の勧告」</u>	13

第5	<u>組織的犯罪処罰法の成立</u>	14
第6	<u>国際組織犯罪防止条約の成立</u>	15
第7	<u>米国同時多発テロ直後のFATFの活動状況／テロ資金供与処罰法、本人確認法の制定</u>	16
第8	<u>その後のFATFの活動状況／犯罪収益移転防止法の制定</u>	17
第9	<u>FATFによる第3次対日相互審査／マネー・ローンダリング対策のための事業者による顧客管理の在り方に関する懇談会</u>	19
第10	<u>犯罪収益移転防止法の改正</u>	20
第11	<u>日本の迅速な対応を促すFATF声明及びそれに対応するための法改正</u>	22
1	FATFの声明	22
2	顧客管理の内容を充実するための犯罪収益移転防止法の改正	23
3	テロ資金供与処罰法の改正	25
4	国際テロリスト財産凍結法の制定	25
5	暴力団による会社設立禁止制度の発定	26
第12	<u>近時のFATFの活動としての新しい勧告</u>	28
1	新しい「40の勧告」の策定	28
2	リスク・ベースド・アプローチの採用	29
	リスク・ベースド・アプローチの趣旨／全国銀行協会による説明／犯罪収益移転防止法による立法化	
3	法人・信託、電信送金システムに関する透明性の向上等	30
4	新たな脅威への対応	31
	PEPs／国連安保理決議に反する者への金融制裁／「脱税」の前提犯罪としての位置づけ	

第13	<u>組織的犯罪処罰法の改正</u>	33
第14	<u>FATFによる第4次対日相互審査</u>	34
1	本件審査の概要	34
2	資産凍結措置の強化に関する本件審査での指摘及び勧告	35
3	テロ資金供与罪の強化に関する本件審査での指摘及び勧告	37
4	法律・会計等専門家の確認義務等に係る規定整備に関する指摘及び勧告	38
5	我が国のマネー・ローンダリング罪の法定刑に関する本件審査での指摘及び勧告	39
6	暗号資産等への対応の強化に関する指摘及び勧告	40
第15	<u>第4次対日相互審査を受けてなされた法改正</u>	41
1	国際テロリスト資金凍結法の改正	41
2	テロ資金提供処罰法の改正	41
3	犯罪収益移転防止法の改正	42
第16	<u>組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法の改正</u>	42
1	組織的犯罪処罰法におけるマネー・ローンダリング罪の法定刑の引上げ	42
2	麻薬特例法におけるマネー・ローンダリング罪の法定刑の引上げ	47
3	組織的犯罪処罰法における犯罪収益等として没収可能な財産の範囲の拡大	47
第17	<u>暗号資産への対応強化のための法改正</u>	48
第5章	この編のおわりに	49

第2編 予防段階

銀行等の金融機関における 預貯金口座開設等をめぐる諸問題

第1章 はじめに 52

第2章 口座開設時の諸問題

第1 口座開設をめぐる詐欺罪（その1） 54

- 1 総説 54
- 2 本人性を偽って口座を開設した場合 55
2項詐欺罪の成否／詐欺罪の成立を否定する見解／実務は1項詐欺罪として処理
- 3 第三者に譲渡する意図で口座を開設した場合 59
2項詐欺罪又は1項詐欺罪の成立／判例の考え方

第2 口座開設の際の確認事項に関する不実告知罪（犯罪収益移転防止法27条） 65

- 1 立法趣旨及び罰則の内容等 65
- 2 構成要件の解釈等 66
- 3 詐欺罪との関係 68
- 4 本人確認事項を偽って口座開設をした場合 69

第3	口座開設をめぐる詐欺罪（その2）	71
1	自己使用目的で口座を開設した場合	71
2	上記構成による詐欺罪が検討されるようになった背景事情 暴力団等の反社会的勢力の動き／国家的な対策／暴排条項を規定する 普通預金規定／実務の処理	71
3	暴力団員等であることを秘匿した場合 欺罔行為該当性／反社会的勢力に属するか否かは重要な事項／暴力団 員であることを秘匿した口座開設行為が欺罔行為であるとした最高裁 決定	73
4	犯意の立証が問題となった裁判例 公訴事実／詐欺の故意を立証する間接事実／判旨／同様の事例／言葉 に出して説明すること／金融機関側の対応の重要性	78

第3章

口座開設後の預貯金通帳の取扱いや預金の 引出しをめぐる諸問題

第1	預貯金通帳等の不正譲渡・譲受罪（犯罪収益移転防止 法28条、29条）	84
1	総説	84
2	構成要件の解釈等 28条1項／28条2項／28条3項、4項／29条	84
第2	他人名義の口座からの現金の引出しに関する犯罪の 成否	92
1	問題の所在	92
2	犯罪の成否についての解釈の指針 基本的な考え方／窃盗罪の成立を認めた初めての事案／同様に窃盗罪 の成立が認められた裁判例／考察／例外が生じる可能性	93

第3 自己名義の口座からの現金の引出しに関する犯罪の成否 99

- 1 問題の所在 99
- 2 誤振込みに係る預貯金の引出行為について 100
詐欺罪の成否／平成3年11月28日東京高裁判決（民集50巻5号1293頁）／受取人に預金債権の取得を認めた民事最高裁判決／上記民事判例の影響／詐欺罪の成立を認めた最高裁決定／信義則上の告知義務／その後の判例
- 3 山口県阿武郡阿武町の事件について 105
問題の所在／本件判決において認定された罪となるべき事実の概要／本件の争点—「虚偽の記録」を与えたといえるか
- 4 振込みの原因関係が詐欺などの犯罪による場合における引出行為について 112
誤振込みとの比較—振込人の認識の違い／金融機関等の意思に反する振込みか／信義則上の告知義務／金融機関に対する犯罪と詐欺等の被害者に対する犯罪の関係
- 5 上記見解に基づくその後の裁判例 116
振り込め詐欺の被害金をATMから引き出した行為に窃盗罪の成立を認めた裁判例／預金口座凍結措置を理由とした裁判例／詐欺の被害金を会社名義の預金口座から引き出した事案
- 6 同様の見解に基づく近時の裁判例 120
事案の概要／事案の背景／罪となるべき事実／判旨

第4章 この編のおわりに

124

第3編 摘発段階

疑わしい取引の届出及び 預貯金口座凍結

第1章 疑わしい取引の届出に関する法的規制

- 第1 疑わしい取引の届出制度とは 126
- 第2 「疑わしい取引」とはどのようなものを指すか 127
- 第3 疑わしい取引の届出制度の発展 133
- 第4 疑わしい取引の届出の活用 134
- 第5 疑わしい取引の届出に関する罰則 135

第2章 預貯金口座凍結に関する法的規制

- 第1 預貯金口座凍結に関する制度の趣旨等 137
- 第2 預貯金口座凍結に関する制度の手続等 138

第3章 この編のおわりに 140

第4編 処罰段階（1）

組織的犯罪処罰法及び 麻薬特例法による刑事処分

第1章

我が国のマネー・ローンダリング罪に関する法体系 142

第2章

「犯罪収益」及び「薬物犯罪収益」等に関する各概念

第1 犯罪収益とは（組織的犯罪処罰法2条2項） 143

- 1 組織的犯罪処罰法2条2項1号について 143
定義規定／「財産上の不正な利益を得る目的」について／「前提犯罪」について／前提犯罪の定めの変更が捜査に与える影響／犯罪収益の対象となる財産について／国外犯規定について／犯罪収益性が問題となった事例
- 2 組織的犯罪処罰法2条2項2号の犯罪収益について 165
覚醒剤原料の密輸入等に対する資金提供／売春に対する資金提供／拳銃等の密輸入に対する資金提供／サリン等の発散・製造等に対する資金提供
- 3 組織的犯罪処罰法2条2項3号の犯罪収益について 168
- 4 組織的犯罪処罰法2条2項4号の犯罪収益について 169
- 5 組織的犯罪処罰法2条2項5号の犯罪収益について 169
- 6 組織的犯罪処罰法2条3項の「犯罪収益に由来する財産」について 169

7	混和財産	171	
			混和財産の法的性質／混和財産の犯罪収益への転化／混和財産における没収の限界
第2	<u>薬物犯罪収益とは（麻薬特例法2条3項）</u>		175
1	麻薬特例法2条3項前半部分の薬物犯罪収益	175	定義規定／薬物犯罪とは／薬物犯罪収益の対象となる財産とは
2	麻薬特例法2条3項後半部分の薬物犯罪収益	179	
第3	<u>「薬物犯罪収益に由来する財産」と薬物犯罪収益「等」とは</u>		179
第4	<u>不法収益等とは</u>		180
第5	<u>薬物不法収益等とは</u>		181

第3章 不法収益等による事業経営支配罪（組織的犯罪処罰法9条）

第1	<u>総説</u>		182
1	組織的犯罪処罰法9条が禁止する行為について	182	9条1項の行為について／9条2項前段の行為について／9条2項後段の行為について／9条3項前段の行為について／9条3項後段の行為について
2	立法の経緯について	186	
第2	<u>構成要件の検討</u>		186
1	組織的犯罪処罰法9条1項の主体	186	
2	組織的犯罪処罰法9条1項で規定されている「法人等」、「株主等」及び「役員等」とは	187	
3	組織的犯罪処罰法9条1項に規定されている「子法人」とは	187	

- 4 組織的犯罪処罰法9条1項に規定されている「事業経営を支配する」とは 188
- 5 組織的犯罪処罰法9条2項前段の行為と同条1項の行為との違い 189
- 6 組織的犯罪処罰法9条2項後段の行為と同項前段の行為との違い 189
- 7 組織的犯罪処罰法9条3項の行為と同条2項の行為との違い 189

第3 組織的犯罪処罰法9条が適用された事案について 190

- 1 いわゆる大正生命事件（平成15年1月20日東京地裁判決・判タ1119号267頁） 190
 事案の概要／考察／判決結果
- 2 薬品の無許可販売により得た犯罪収益等を用いて会社設立をした事案（平成18年3月27日静岡地裁沼津支部判決・公刊物未登載） 192
- 3 架空の投資ファンドにより詐取した犯罪収益等を用いて会社設立をした事案（平成26年5月22日前橋地裁判決・公刊物未登載） 193
- 4 違法な風俗営業により得た犯罪収益等を用いて会社設立をした事案 194

第4章

犯罪収益等仮装・隠匿の罪（組織的犯罪処罰法10条）、薬物犯罪収益等仮装・隠匿の罪（麻薬特例法6条）

- 第1 総説 196
- 第2 組織的犯罪処罰法10条1項において禁止されている行為について 197
 - 1 「犯罪収益等の取得につき事実を仮装する行為」とは 197

2	「犯罪収益等の処分につき事実を偽装する行為」とは	198
3	「犯罪収益等を隠匿する行為」とは	198
4	「犯罪収益等の発生の原因につき事実を偽装する行為」とは	198
5	組織的犯罪処罰法10条1項の犯罪収益等について括弧書きとされた部分について	199
6	組織的犯罪処罰法10条2,3項で規定される未遂罪及び予備罪について	199
第3	「犯罪収益等」について求められる立証の程度	200
1	客観的要件としての「犯罪収益等」の存在について求められる立証の程度	200
2	主観的要件としての「犯罪収益等」の認識について求められる立証の程度	201
	犯罪の認識の程度／参考となる裁判例／現行法下で必要とされる認識の内容	
第4	犯罪収益等取得事実偽装罪の適用事案——犯罪収益等の取得につき事実を偽装した罪	205
1	総説	205
	他人名義の預貯金口座に振り込まれた犯罪収益の帰属に関する東京高裁判決／問題となる預貯金口座の性質	
2	他人名義の預貯金口座に振り込ませる事案の罪数に関する問題	206
	組織的犯罪処罰法10条違反と前提犯罪との罪数関係／他人名義の預貯金口座に振り込ませる行為の罪数	
3	他人名義の預貯金口座に振り込ませる事案	210
	前提犯罪が詐欺である事案／前提犯罪が恐喝である事案／前提犯罪がわいせつ図画等の販売、著作権法違反又は商標法違反等に係る物品等の販売である事案／前提犯罪が賭博開張図利である事案／前提犯罪が貸金業法違反や出資法違反である事案／前提犯罪が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（旧薬事法）違反である事案／前提犯罪が弁護士法違反である事案	

4 その他の事案 216

犯罪収益等の取得に当たり、架空人名義の普通郵便為替証書等を用いた事案／偽名等用いて両替をした事案／預貯金の預け替えの事案／前提犯罪の犯人ではない被疑者が、自己の管理する預貯金口座から犯罪収益の払戻しを受ける際に銀行員に虚偽の説明をするなどした事案／前提犯罪の犯人ではない被疑者が、自己の管理する預貯金口座へ犯罪収益の送金を受ける際に銀行員に虚偽の説明をし、その際に虚偽の契約書を提出した事案／経理書類に虚偽の記載をした事案／クレジットカードを不正に使用して詐欺を働いた際、そのための不正なデータを記録させた事案／架空の債権債務を作成した事案／非弁活動で得た資金を法律事務所名義の預貯金口座に振り込んだ事案

第5 薬物犯罪収益等取得事実偽装罪の適用事案——薬物犯罪収益等の取得につき事実を偽装した罪 236

1 典型的事案 236

他人名義の預貯金口座へ薬物密売代金を振込入金させた事案／覚醒剤のネット販売代金を他人名義の預貯金口座へ振り込ませた事案

2 その他の事案 237

第6 犯罪収益等処分事実偽装罪の適用事案——犯罪収益等の処分につき事実を偽装した罪 238

1 典型的事案 238

2 その他の事案 239

無許可で産業廃棄物の処理をしていた業者が、その違法営業により得た資金とそれ以外の資金が混和した資金により、妻名義で不動産を購入した事案／中国人を密入国させることで得た報酬につき、他人名義を用いて他人名義の郵便貯金口座に振り込んだ事案

第7 薬物犯罪収益等の処分につき事実を偽装した事案 241

第8	<u>犯罪収益等隠匿罪の適用事案——犯罪収益等を隠匿した罪</u>	241
1	典型的事案	241
2	その他の事案（物理的な隠匿行為）	242
	マンションの金庫内に隠匿した事案／自動車の座席の下に隠した事案／ だまし取った現金について警察から押収されることを免れるため、畑 の中に埋めていた事案	
3	その他の事案（他人名義の預貯金口座に送金する行為）	244
	他人名義の預貯金口座に被害金を振り込ませた後、更に別の他人名義 の預貯金口座に振込送金した事案／代理決済として他人名義の預貯金 口座に振込入金した事案	
4	その他の事案（海外に現金を持ち出そうとする行為）	246
5	その他の事案（暗号資産アドレスにビットコインを送信して 移転する行為）	247
第9	<u>薬物犯罪収益等隠匿罪の適用事案——薬物犯罪収益等 を隠匿した罪</u>	248
1	典型的事案	248
2	イラン・イスラム共和国等の銀行に送金した事案	249
	海外銀行への送金による隠匿が問題となる背景／事案の概要／弁護人 の主張／東京地裁の判断／東京高裁の判断／関連裁判例	
第10	<u>犯罪収益等の発生の原因につき事実を偽装した事案</u>	255
第11	<u>幫助犯の適用事案</u>	255
第12	<u>予備罪の適用事案</u>	256

第5章

犯罪収益等を収受する罪（犯罪収益等収受罪、組織的犯罪処罰法11条）、薬物犯罪収益等を収受する罪（薬物犯罪等収受罪、麻薬特例法7条）

第1	総説	258
第2	<u>組織的犯罪処罰法11条及び麻薬特例法7条において禁止している行為について</u>	259
1	「情を知って」とは	259
2	「収受」とは	259
	意義／上位者に渡すために受け取った場合も「収受」にあたるのか／考察	
3	近時の態様	261
4	除外規定	262
	法令上の義務の履行／趣旨	
第3	<u>犯罪収益等を収受する罪の適用事案</u>	263
1	総説	263
2	前提犯罪が窃盗等の財産犯の事案	264
3	前提犯罪が売春防止法違反等の事案	265
4	前提犯罪が産業廃棄物処理法違反等の事案	268
5	前提犯罪が商標法違反等その他の法令違反の事案	271
6	犯罪収益等収受罪の成否が問題となる事案	272
	弁護士たる被疑者が非弁活動を行った者から犯罪収益等を収受していた場合／金融機関の職員が、顧客が預け入れる金員について犯罪収益等であると知っていた場合／捜査上の留意点等	
第4	<u>薬物犯罪収益等を収受する罪の適用事案</u>	279
1	総説	279
2	第一審判決	279
	事案の概要／判旨	
3	控訴審判決	281

第6章

暴力団山口組系五菱会幹部らによる大規模マネー・ローンダリング事件

第1	<u>はじめに</u>	282
第2	<u>犯行に至る経緯</u>	282
1	五菱会の組織について	282
2	被告人梶山によるヤミ金の組織化	283
3	五菱会におけるヤミ金の実態	283
4	上納金納付の実態	284
第3	<u>被告人梶山及び同高木に対する各判決内容並びに認定された罪となるべき事実の要旨</u>	285
1	被告人梶山について	285
	違法利息の受領／米ドル紙幣への両替／他人名義の貸金庫への預入れ／ 割引金融債の償還と入金／運用益等の海外口座への送金	
2	被告人高木について	286
第4	<u>本件における事実認定上、法解釈上の問題点</u>	286
1	被告人梶山に係る出資法違反の事実（「違法利息の受領」）について	286
2	被告人梶山に係る組織的犯罪処罰法違反の事実（「米ドル紙幣への両替」）について	287
3	被告人梶山に係る組織的犯罪処罰法違反の事実（「他人名義の貸金庫への預入れ」）について	288
4	被告人梶山に係る組織的犯罪処罰法違反の事実（「割引金融債の償還と入金」及び「運用益等の海外口座への送金」）について	289
5	被告人高木に係る組織的犯罪処罰法違反の事実について	290
6	組織的犯罪処罰法上の解釈に関する問題点	291

第5	<u>上記組織的犯罪処罰法違反（「割引金融債の償還と入金」及び「運用益等の海外口座への送金」）における共犯者の認識に関する事実認定上の問題点</u>	291
1	はじめに	291
2	被告人Xに対する公訴事実の要旨	291
第6	<u>判決要旨及び事実認定上の問題点</u>	293
1	本件の事案の概容	293
2	本件の争点	300
3	第一審及び控訴審の判断	300
4	上記各判決の問題点	301
第7章	この編のおわりに	302

第5編 処罰段階（2）

暗号資産によるマネー・ ローンダリング及びその対策

第1章 序論 304

第2章 暗号資産の概要

- 第1 暗号資産の一般的な構造 307
- 1 暗号資産の性質及び原理 307
 - 2 暗号資産の取引形態 309
- 第2 匿名性の高い暗号資産の問題点 310
- 1 問題となる代表的な暗号資産 310
 - 2 問題がある暗号資産への行政的対応 312
 - 3 ゼロ知識証明（Zero-Knowledge Proof）の発展に伴う問題点 313
ゼロ知識証明の詳細／ゼロ知識証明の今後の利用形態
- 第3 ステーブルコイン（Stablecoin）の登場 316
- 1 ステーブルコインの概要 316
 - 2 ステーブルコインの流通状況 317
- 第4 暗号資産を取り巻く世界情勢 317
- 1 G7エルマウ・サミットで首脳宣言 317
 - 2 FATFによるガイダンスの公表 317

3	暗号資産に係るFATF勧告の解釈ノートとガイダンスの採 択	318
4	G20によるステーブルコインの検討要請及びFATFの対応	318
5	更なるFATFによる提言	318
6	FATFによるガイダンスの改訂	320
7	ウクライナ侵攻による影響	322
第5	暗号資産に対する我が国の対応	322
1	平成28年5月の資金決済法の改正	322
2	令和元年5月の資金決済法の改正	322
3	令和4年4月の外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」と いう。）の改正	323
4	令和4年6月の資金決済法の改正	325
5	令和4年12月の組織的犯罪処罰法等の改正	326
	犯罪収益移転防止法の改正によるトラベルルールの設定／外為法の改 正によるステーブルコインの法整備	

第3章 暗号資産の法的性質等

第1	暗号資産の定義	328
1	暗号資産に関する法の規定	328
2	資金決済法2条14項の解釈	328
第2	暗号資産の所有権性	330
1	暗号資産の所有権性が問題となった事案	330
2	本件東京地裁判決における暗号資産の所有権性に関する判 断	330
3	暗号資産の民事法上の性質	331
4	暗号資産の刑事法上の性質	331

第3	<u>ステーブルコインの法的性質等</u>	332
1	ステーブルコインについての法規制	332
2	ステーブルコインにおける電子決済手段としての性質	332
3	特定信託受益権の新設	333
4	令和4年12月2日の外為法の改正（未施行 令和5年9月8日迄に施行）	334
第4	<u>暗号資産交換業者等の法的位置付け</u>	334
1	暗号資産交換業者は特定業者か	334
2	電子決済手段等取引業者は特定事業者か	335
3	一般社団法人日本暗号資産取引業協会の法的位置付け	336

第4章 暗号資産をめぐるマネー・ローンダリング事件

第1	<u>コインチェック事件における刑事法上の問題点</u>	337
1	コインチェック事件において懸念された捜査上の問題点	337
2	コインチェック事件のその後の展開	338
	本件判決において認定された罪となるべき事実の概要／本件判決において認定された前提犯罪に関する問題点および判断／本件判決において認定された犯罪収益等収受罪に関する問題点及び判断	
第2	<u>ソニー生命保険事件における刑事法上の問題点</u>	342
	本件判決において認定された罪となるべき事実の概要／本件での立証上の問題点	
第3	<u>令和4年9月1日名古屋地裁判決（公刊物未登載）における刑事法上の問題点</u>	344
1	事案の概要	344
	犯行に至る経緯／本件判決において認定された罪となるべき事実／上記第1事実の犯行後の状況	
2	本件での立証上の問題点	345

第4章	<u>暗号資産を現金に交換する行為を犯罪収益の隠匿として捉えた事例</u>	345
-----	---------------------------------------	-----

第5章 暗号資産を用いたマネー・ローンダリングに対する捜査手法の検討

第1章	<u>口座開設段階におけるマネー・ローンダリング対策</u>	348
1	他人名義でウェブウォレットを開設したケースの擬律	348
2	第三者に譲渡する意図でウェブウォレットを開設したケースの擬律	351
3	ウェブウォレットを適切に開設した後、これを他人に譲渡したケースの擬律	353
4	ウェブウォレット開設の際の確認事項に関する不実告知罪	354
第2章	<u>流通段階におけるマネー・ローンダリング対策</u>	355
1	匿名性の高い暗号資産によるマネー・ローンダリングへの対策の困難性	355
2	匿名性のそれほど高くない暗号資産によるマネー・ローンダリングへの対策	355
第3章	<u>入出金段階におけるマネー・ローンダリング対策</u>	357
1	入出金段階における質問等の確認作業	357
2	銀行預金口座からの現金出金や入金等の際の虚偽供述を捉えて組織的犯罪処罰法10条1項違反として立件した事例	359
3	暗号資産取引における前記捜査手法の適用可能性	360
4	詐欺罪の成否	361

第6章 この編のおわりに

第6編 処罰段階 (3)

脱税が前提犯罪となった ことの問題点及び対策

第1章 各税法における通脱犯規定の状況

- 第1 序論 366
- 第2 脱税における犯罪収益をどのように認識するかの問題 367
- 1 法人税法違反による脱税の場合 367
 - 2 所得税法違反による脱税の場合 370
 - 3 消費税法違反による脱税の場合 371
 - 4 相続税法違反による脱税の場合 372

第2章 脱税における犯罪収益をどのように認識するかの対応策

- 第1 考えられる対応策 373
- 第2 脱税がらみの組織的犯罪処罰法違反事例（平成30年
5月11日千葉地裁判決・公刊物未登載）の紹介 374
- 1 認定された罪となるべき事実の要旨 374
 - 2 本件事案における犯罪収益の形成過程 376

第3章 この編のおわりに 378

第7編 処罰段階（4）

犯罪人引渡し及び 国際刑事共助等に関する 諸問題

第1章

犯罪人引渡し及び国際的な捜査協力等に関する基本的な問題点

- | | | |
|----|---------------------------------|-----|
| 第1 | <u>序論</u> | 380 |
| 第2 | <u>犯罪人引渡し及び国際刑事共助を検討する上での設例</u> | 381 |
| 第3 | <u>犯罪人引渡し</u> | 382 |
| 1 | 犯罪人引渡しについての原則 | 382 |
| 2 | 条約前置主義に関する問題 | 383 |
| 3 | 国際組織犯罪防止条約における犯罪人引渡しに関する規定 | 383 |
| 第4 | <u>国際刑事共助</u> | 385 |
| 1 | 国際刑事共助における原則 | 385 |
| 2 | 国際組織犯罪防止条約における国際刑事共助に関する規定 | 386 |

第2章

サイバー犯罪に関する条約をめぐる国際捜査に関する問題点

- | | | |
|----|------------------------------------|-----|
| 第1 | <u>序論</u> | 388 |
| 第2 | <u>サイバー犯罪条約におけるサーバのデータ取得に関する規定</u> | 389 |

が国の搜索差押許可状の効力並びに有効性

- 1 問題の所在 390
- 2 平成28年3月17日横浜地裁判決（判時2367号115頁） 391
事案の概要／本件横浜地裁判決の検証許可状を用いた処分に関する判
示内容及びその妥当性並びに対処方法についての検討／本件横浜地裁
判決の検証許可状で海外のサーバにアクセスした処分に関する判示内
内容及びその妥当性についての検討
- 3 平成29年3月24日京都地裁判決（裁判所ウェブ）及びその
控訴審である平成30年9月11日大阪高裁判決（高検速報
（平成30年）344頁） 400
認定された罪となるべき事実の概要／本件の捜査経緯／原審である京
都地裁判決の判示内容／本件大阪高裁判決における承諾の任意性につ
いての判断／本件リモートアクセスによる取得したメール等の証拠能
力についての本件大阪高裁判決の判示内容
- 4 平成31年1月15日東京高裁判決（東高刑時報70巻1＝12
号1頁） 405
- 5 令和3年2月1日最高裁決定（刑集75巻2号123頁） 406
弁護人の主張／海外にあるサーバにリモートアクセスをすることが主
権侵害になるかについての判断／他国の主権侵害が生じた場合におい
て収集された証拠は違法収集証拠として証拠排除されるのか／本件捜
査における適法性についての判断／捜査機関としては越境リモートア
クセスについてどのように対応したらよいか

第8編 収益剥奪段階 没収・追徴

第1章 我が国における没収・追徴制度

- 第1 刑法における没収・追徴 416
- 第2 組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法における没収・追徴 417
- 1 任意的没収、必要的没収、追徴 417
任意的没収に関する組織的犯罪処罰法13条、必要的没収に関する麻薬特例法11条／例外的に必要な没収とした組織的犯罪処罰法13条4項／例外的に任意的没収とした麻薬特例法11条3項／没収の代替手段としての追徴
 - 2 没収の対象となる財産 423
組織的犯罪処罰法13条1項1号～4号／組織的犯罪処罰法13条1項5号、麻薬特例法11条1項3号／組織的犯罪処罰法13条1項6号、麻薬特例法11条1項4号／組織的犯罪処罰法13条1項7号、麻薬特例法11条1項5号／付加刑としての性格
 - 3 混和財産の場合 428
没収の必要性／没収に当たっての立証の程度／没収の具体的検討／薬物犯罪収益又は薬物犯罪収益に由来する財産と混和している場合
 - 4 没収の対象となる財産が犯人以外の者に帰属している場合 432
刑法より広い没収の範囲／没収できない例外規定
 - 5 麻薬特例法14条における推定規定の活用 433
本条の基本的な解釈／具体的な裁判例での適用事例／本条の積極的な活用による犯罪収益等の剥奪
 - 6 共犯者間の没収・追徴 436
共犯者間の没収について／共犯者間の追徴について／幫助犯に対する没収・追徴

7	自ら費消した経費や実費等の没収・追徴の可否	444
	問題の所在／没収・追徴を認めた裁判例／没収・追徴を認めなかった裁判例	
8	共犯者から受領した経費や実費等の取扱いについて	449
	問題の所在／事案の概要／第一審判決／控訴審判決／上告審判決／同旨の最高裁判決	
9	無登録貸金業・高金利の罪における没収・追徴の対象となる利息等の取扱いについて	461
	犯罪収益等に含まれる利息の計算についての基本的な考え方／出資法違反を前提犯罪とする場合／貸金業法違反を前提犯罪とする場合／前提犯罪が出資法違反と貸金業法違反の両方に該当する場合	
10	追徴する場合の価額算定の方式	467
11	没収・追徴規定の適用状況	468
第3	犯罪被害財産	469
1	没収・追徴の原則不可（組織的犯罪処罰法13条2項）	469
2	犯罪被害財産の対象犯罪	470
	13条2項1号／13条2項2号、3号／13条2項4号／13条2項5号／13条2項6号／13条2項7号／13条2項8～11号／13条2項12号	
3	犯罪被害財産を没収・追徴させないとした理由と問題点	474
	総論／三菱会幹部被告人梶山に対する第一審判決／控訴審判決	
4	法解釈による対応の限界	477
5	平成18年改正組織的犯罪処罰法	478
	例外的没収（13条3項）／例外的追徴（16条1項但書）／没収・追徴の対象が犯罪被害財産であることを示す手続（18条の2）	
第4	被害回復給付金支給制度	483
1	犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律	483
	立法目的／支給対象犯罪行為の範囲／支給に当たっての手続／外国譲与財産	
2	三菱会ヤミ金融事件における被害回復給付金の支給手続	487

第2章 諸外国における没収・追徴制度

第1	<u>米国における没収・追徴制度</u>	492
1	総説	492
2	行政没収	492
3	民事没収	492
4	刑事没収	493
第2	<u>韓国における没収・追徴制度</u>	494

第3章 没収保全・追徴保全手続

第1	<u>没収保全・追徴保全手続の歴史的経緯</u>	496
第2	<u>没収保全の意義、要件及び効果</u>	497
1	起訴後の没収保全	497
	条文／平成29年改正／相当な理由と必要性	
2	起訴前の没収保全	499
3	没収保全の効果	500
第3	<u>追徴保全の意義、要件及び効果</u>	500
1	起訴後の追徴保全	501
	条文／平成29年改正／相当な理由と必要性	
2	起訴前の追徴保全	502
3	追徴保全の効果	503

第4	<u>没収保全・追徴保全の手続</u>	504
第5	<u>起訴前の没収保全がなされた件数</u>	504
第4章	この編のおわりに	506

用語索引	507
判例索引	517
筆者紹介	521

第1編
マネー・ローンダリング
総論

第1章

マネー・ローンダリングとは

マネー・ローンダリングとは、Money Launderingという英語表記をそのままカタカナにより表記したもので、Money「お金」をLaundering「洗濯する」ことが本来の意味となる。この「お金の洗濯」については、一般的には「資金洗浄」という訳語が当てられているが、その意味することについては簡単に言えば、犯罪等の違法行為によって得たことで表に出せないような資金を、合法的に使えるようにするために色々な操作や作為をし、それが合法的に獲得された正当な資金であるかのような外観を作り出す行為全般を指すといわれている^(注1)。

国際的に認められたマネー・ローンダリングの定義としては、次の3段階によって構成されるものであるといわれている。

- ① プレイスメント (Placement・蔵置)——非合法活動等によって得られた収益が現金等に資金化されること。
- ② レイヤリング (Layering・階層化)——送金や商品等への変換、換金等を繰り返すことで、資金の出所や流れを分かりにくくすること。
- ③ インテグレイション (Integration・統合)——最終的に合法的な資金とし

(注1) 1985(昭和60)年の米国大統領諮問委員会の報告によると、マネー・ローンダリングは、「非合法の収入源による所得の存在を隠し、それを利用し、正当な所得であるように偽装すること」と初めて公式に定義付けられたとされている(角野然生「マネー・ローンダリング問題への国際的取組みと我が国の対応」警論51巻9号96頁)。

また、1989(平成元)年に設立された米国の財務省傘下の連邦機関であるFinancial Crimes Enforcement Network(「FinCEN」と略称される。)によれば、マネー・ローンダリングとは、「犯罪によってもたらされた金銭的収益を、合法的な起源によるものと見られる資金に転換することである。それは、強盗、詐欺、恐喝、横領及び薬物取引等すべての不法収益を生み出す活動に共通に見られる不可欠のサポート機能である。犯罪収益の洗浄のために用いられる個々の手法は、多種多様である。どのような活動を支えるものであるかによって、比較的単純なものもあれば、高度に洗練された手法を用いているものもある。薬物関連マネロンは、逐次発展してきたこと及び金額が大きいことから、他のタイプのマネロンに比べより巧妙であると言える。」と説明されている(桐原弘毅「米国のマネーローンダリング取締り」警論49巻10号80頁)。

て経済社会に流入させること。

具体的には、犯罪組織が麻薬や銃器などの禁制品等の売買などによる犯罪行為等（これを「前提犯罪」(Predicate Offence) と呼ぶ。）により、利益（これを「犯罪収益」(Proceeds of Crime) と呼ぶ。）を上げ、これが銀行預金口座等に入金され（Placement）、銀行預金口座間で送金を繰り返したり、割引債や貴金属類を購入したりすることでその出所を隠匿し（Layering）、その後、合法的な株式取引や不動産売買等の経済活動に用いられる（Integration）という一連の動きがマネー・ローンダリングであるとされている。

しかしながら、いくら犯罪等の違法行為に由来する資金であったとしても、当該資金の出所等を隠すなどの行為が、古典的な道徳観に反するとまでは思われないにもかかわらず、なぜ犯罪として処罰されるのであろうか。例えば、以前は、犯人が何かを窃取してきた場合、当該犯人には窃盗罪が成立するが、その後、その窃取に係る物品等をどのように隠匿したり、処分したりしても、不可罰的事後行為として新たな犯罪は成立しないものと考えられてきた。しかしながら、このマネー・ローンダリングという概念は、そのような場合であっても犯罪が成立し得ることを意味するものである。

そこで、この犯罪が生まれてきた由来などを振り返ることで、その犯罪化の必要性、必然性などについて検討することとする。

第2編
予防段階
銀行等の金融機関における
預貯金口座開設等を
めぐる諸問題

第1章

はじめに

マネー・ローンダリングの舞台として、銀行等の金融機関における預貯金口座は不可欠の道具立てである。犯罪により得た多額の収益を安全に確保しておくためには、やはり金融機関における預貯金として保管しておくことが最も好ましいところであることに異論はないであろう。それゆえ、マネー・ローンダリングが行われる場所としては、やはり金融機関における預貯金口座が最もポピュラーである。

ただ、銀行等の金融機関における預貯金口座の開設等に関しては、マネー・ローンダリングに関するものだけでなく、脱税による財産の隠匿先、振り込め詐欺の振込先として利用されたり、更には、暴力団等の反社会的勢力による違法な収益の保管等に使われたりするのを防止するため、様々な規制が設けられている。

まず、マネー・ローンダリング防止の観点からは、FATFの勧告においても、銀行等の金融機関における顧客管理には相当な力点が置かれており、「マネー・ローンダリング及びテロ・大量破壊兵器拡散への資金供与との戦いに関する国際標準：FATF勧告」のうちの勧告10で、

金融機関は、匿名口座及び明らかな偽名による口座を保有することを禁止されるべきである。

とした上で、マネー・ローンダリングやテロ資金供与の疑いがある場合などは、顧客管理措置として、顧客の身元の確認や、その受益者が誰であるかの確認、更には、その目的等についての情報の取得等に努めるべきであるとしている。そして、20頁で述べたように、そのような勧告の趣旨を踏まえて、犯罪収益移転防止法が改正され、取引開始時における確認事項の範囲が広がられている。

また、脱税は、当然に表に出せない資金を抱え込むことになるわけである

から、その保管のために偽名や借名の預貯金口座が必要とされることとなるし、振り込め詐欺などにおいても、犯人とのつながりを持たない預貯金口座が振込先として不可欠なものとして求められることになる。もちろん、暴力団等の反社会的勢力においても、違法に獲得した収益を安全に保管するためには、預貯金口座が好都合であるのは当然であろう。

そのような違法なニーズに応えさせないためにも、預貯金口座開設の際の本人確認等を厳格に行うことによって、偽名口座や借名口座といった預貯金口座の開設を防止することが求められている。

そこで、本編では、マネー・ローンダリング対策としての預貯金口座開設に関する問題はもちろんであるが、これだけに止まらず、より幅広く検討することとし、以下、①口座開設時の諸問題（第2章）、②口座開設後の預貯金通帳の取扱いや預金の引出しをめぐる諸問題（第3章）について、それぞれ分けて述べることとする。

第3編

摘発段階

**疑わしい取引の届出及び
預貯金口座凍結**

第1章

疑わしい取引の届出に関する法的規制

第1 疑わしい取引の届出制度とは

疑わしい取引の届出制度 (Suspicious Transaction Reporting) とは、金融機関等が、マネー・ロンダリングの疑いや犯罪収益等が関わっている疑いのある取引を、資金情報機関 (FIU) に提出し、FIUにおいて、集められた疑わしい取引の届出情報を各種の捜査機関等に提供し、捜査の端緒に役立てる制度である。

このように疑わしい取引の届出制度は、不正な資金を移転された場合の追跡を容易にして捜査に役立てるものであるが、それと同時に、そのような追跡がされることにより、訴追等を免れようとするのが困難になることで、マネー・ロンダリングそのものを抑止しようという期待も込められている。

そして、FATF勧告では、第20において疑わしい取引の届出制度が規定されており、

金融機関は、資金が犯罪活動の収益ではないか、又はテロ資金供与と関係しているのではないかと疑うか又は疑うに足る合理的な根拠を有する場合には、その疑いを資金情報機関 (FIU) に速やかに届出よう法律によって義務づけられなければならない。

としている。そのため、我が国では、現在では犯罪収益移転防止法8条において、疑わしい取引の届出等について規定されている。同条1項では、

特定事業者 (第2条第2項第47号から第49号までに掲げる特定事業者を除く。) は、特定業務に係る取引について、当該取引において收受した財産が犯罪による収益である疑いがあるかどうか、又は顧客等が当該取引に関し組織的犯罪処罰法第10条の罪若しくは麻薬特例法第6条の罪に当たる行為を行っている疑いがあるかどうかを判断し、これらの疑いがあると認められる場合

においては、速やかに、政令で定めるところにより、政令で定める事項を行政庁に届け出なければならない。

として、銀行等の特定事業者に対して、疑わしい取引の届出を義務づけている。

第2 「疑わしい取引」とはどのようなものを指すか

そこで、ここでいう「疑わしい取引」とはどのようなものを指すかが問題となるが、我が国では、当該事業者の業界等における一般的な知識と経験を前提として、取引の形態や顧客の属性、取引時の状況等を踏まえて総合的に勘案して判断するとされている。

具体的には、特定事業者として、一定の前提犯罪が行われていたことを認識している必要がないことはもちろんのことであるが、当該顧客の職業、事業内容等から見て、合理性のない高額または頻繁な取引であることなどの情報を総合的に考慮して、何らかの前提犯罪の存在を疑わせるものであれば、この取引に該当すると考えられている^(注1)。

しかしながら、そのように抽象的な基準が示されるだけでは、実際のところどのような取引について「疑わしい取引」として届け出たらよいか分からないことから、金融庁は、疑わしい取引の参考事例をホームページで公表し、それに従って疑わしい取引の届出をするように勧めている。

例えば、預金取扱金融機関に対しては、以下のような参考事例を示している。

第1 現金の使用形態に着目した事例

- (1) 多額の現金（外貨を含む。以下同じ。）又は小切手により、入出金（有価証券の売買、送金及び両替を含む。以下同じ。）を行う取引。特に、顧客の収入、資産等に見合わない高額な取引、送金や自己宛小切手によるのが相当と認められる場合にもかかわらず敷金による入出金を行う取引。
- (2) 短期間のうちに頻繁に行われる取引で、現金又は小切手による入

(注1) 前出・松林241頁、前出・橋爪「銀行取引をめぐる犯罪」137頁

第4編

処罰段階（1）

組織的犯罪処罰法及び 麻薬特例法による刑事処分

第1章

我が国のマネー・ローンダリング罪 に関する法体系

我が国においては、マネー・ローンダリング行為を処罰するに当たり、麻薬特例法6条及び7条並びに組織的犯罪処罰法9条ないし11条に、その処罰の対象となる行為などが規定されている。その規定の内容については、次のように3つに分類される。

- ① 組織的犯罪処罰法9条による不法収益等による法人等の事業経営の支配を目的とする行為の罪
- ② 組織的犯罪処罰法10条1項と麻薬特例法6条1項による犯罪収益等又は薬物犯罪収益等仮装・隠匿等の罪
- ③ 組織的犯罪処罰法11条と麻薬特例法7条による犯罪収益等又は薬物犯罪収益等を收受する罪

ただ、それらの犯罪に共通する概念として、犯罪収益や薬物犯罪収益というものが何を指すのか、また、前提犯罪とは何を指すのかという問題などがある。そこで、まず、それらの概念を明らかにしてから、それぞれの罪の構成要件等について個々に検討することとする。

そもそも、これらの規定が設けられた立法趣旨としては、薬物犯罪収益等又は犯罪収益等が、新たな犯罪等に再投資される可能性が高いことから、それらを隠匿したり、合法的な資金に仮装する行為には、将来の薬物犯罪やその他の組織的な犯罪等を助長、促進するおそれが認められるので、これを防止することにある。

そして、組織的犯罪処罰法において前提犯罪が拡大されたことに照らし、犯罪収益等が事業活動に投資されることによって、合法的な経済活動に悪影響を及ぼすことをも法益侵害として捉えられるようになってきている（三浦・解説120頁、前出・橋爪「銀行取引をめぐる犯罪」122頁）。

第2章

「犯罪収益」及び「薬物犯罪収益」等 に関する各概念

第1 犯罪収益とは（組織的犯罪処罰法2条2項）

犯罪収益については、前述した平成29年の組織的犯罪処罰法改正により、定義の仕方が変更されている。同法2条2項1号が規定する「犯罪収益」は、法改正後の現在はどのように定義づけられているのか、また、改正前はどうかであったのかについて、まず述べることとする。

1 組織的犯罪処罰法2条2項1号について

(1) 定義規定

改正後の現在の同条文では、「犯罪収益」について、

財産上の不正な利益を得る目的で犯した次に掲げる罪の犯罪行為（日本国外でした行為であって、当該行為が日本国内において行われたとしたらばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む。）により生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産

イ 死刑又は無期若しくは長期4年以上の懲役若しくは禁錮の刑が定められている罪（口に掲げる罪及び国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成3年法律第94号。以下「麻薬特例法」という。）第2条第2項各号に掲げる罪を除く。）

ロ 別表第一（第3号を除く。）又は別表第二に掲げる罪と規定している。これに対し、改正前は、

第5編
処罰段階（2）
暗号資産による
マネー・ローンダリング
及びその対策

第1章

序論

これまでマネー・ローンダリングは、実際の通貨を対象として行われてきたが、現在では、より容易にマネー・ローンダリングを実行し得る暗号資産へと問題の中心がシフトしている。なお、暗号資産は、以前は、「仮想通貨」と呼ばれていたが、現在では、これを規制する資金決済に関する法律（以下「資金決済法」という。）においても、「仮想通貨」という表現をすべて暗号資産に変更しているため、仮想通貨と呼ばれる時代において生じた事象についても、引用する部分は別として、基本的には暗号資産と統一して表記することとする。

ところで、暗号資産をめぐる世間の関心は高く、多くの問題がマスコミを賑わしている。以前には、(株)マウントゴックスや、コインチェック(株)が、それぞれ保管していた暗号資産を盗み取られたなどとした巨額流出事件が起きている^(注1)。

しかしながら、そのような管理上の問題を抱えながらも、現在、暗号資産のグローバル時価総額は、令和3年末時点で、253兆3077億円とされ^(注2)、また、我が国における取扱高は、現物取扱高だけでも一か月当たり2兆533億2300万円(令和3年9月)とされており(令和4年10月現在では5744億8300万円)、信用取引であるレバレッジ取引の証拠金残高は、3兆3055億2400万円

(注1) マウントゴックス事件は、平成26年2月28日、当時、世界最大規模の暗号資産と法定通貨の交換所として活動していた(株)MTGOXが不正侵入者によるハッキングによってビットコインが窃取されたということで破産申立てがなされ、同年4月24日には破産手続開始決定に至った事件である。この事件では、破産管財人より、顧客ら約2万4700人が届け出た債権の総額は約2兆6630億円に上ったと発表された(平成27年9月9日日本経済新聞)。また、コインチェック事件は、平成30年1月26日、当時、みなし暗号資産交換業者であったコインチェック(株)が取り扱っていた暗号資産NEM(ネム)(当時のレートで約580億円分)が不正アクセスにより外部に不正送金された事件(本多正樹「暗号資産(NEM)の流出事件」金法2085号1頁)である。

(注2) 一般社団法人日本暗号資産取引業協会ホームページ

(令和3年9月)とされている(令和4年10月現在では、9666億7400万円)^(注3)。このようなことからしても、暗号資産が相当に大きな規模の取引市場となっていることがうかがわれる。もっとも、我が国の株式市場は、令和4年11月末現在の時価総額が742兆6529億円余り^(注4)で取引されていることから、この規模とは比較にならないものの、それでも暗号資産市場において大量の取引がなされていることが判明する。

実際に、暗号資産での支払い等が可能な店舗等は、色々な分野で数多く紹介されており、暗号資産だけで生活をする日が来ることも夢物語ではなくなってきている。

しかしながら、その一方で、未だ法定通貨に比較して、その信頼性が十分であるとはいえないという国民の認識がある。「例えば、私たちが日常使っている『おカネ』(円)は国の中央銀行である日本銀行が発行し、日本国内で通貨として通用することが法律で定められています。つまり、私達が常日頃使っている『おカネ』は、国の信用が裏付けとなっているため、誰でも安心して使用することができます。一方、『仮想通貨』にはそのような法律の裏付けはありません。また、多くの場合、中央銀行はもとより企業や金融機関といった発行する主体もありませんので、その信用は誰にも裏付けられていないこととなり、『おカネ』とは異なるものといえます。」^(注5)と説明されているように、暗号資産は、「お金」、「通貨」ではなく、その信用性を保証するものがないという特徴を有している。

さらに、暗号資産は、マネー・ローンダリングやテロ資金供与の手段として使われるのではないかとの懸念が強く持たれている。すなわち、「暗号資産がマネー・ローンダリングに用いられる主な理由は、匿名性の高さ、瞬時にして法規制が異なる国外に送信することが可能な点に起因する追跡の困難性にあると考えられる。」^(注6)と言われるように、暗号資産は、現在の金融制度下の国際送金における手続の煩雑さと手数料の高さを克服し、しかも、その際の匿名性が極めて高いという特徴があることから、マネー・ローンダリングに用いようと企てる者にとっては、非常に好都合な手段となり得るとい

(注3) 前掲(注2)参照

(注4) 大和総研ホームページ

(注5) 日本銀行情報サービス局ホームページ

(注6) 小笠原匡隆編著「ブロックチェーンビジネスとICOのフィジビリティスタディ」145頁

第6編

処罰段階（3）

脱税が前提犯罪となった ことの問題点及び対策

第1章

各税法における遁脱犯規定の状況

第1 序論

既に述べたように、前提犯罪の範囲が、懲役4年以上の刑罰を含む罪とされて包括的に広がったことで、脱税も前提犯罪に含まれることになった^(注1)。ここでは、法人税法、所得税法、消費税法及び相続税法に関して、それらの遁脱事犯がどのようにして前提犯罪となり、犯罪収益等がどこに存するかなどを検討することとしたい。

まず、法人税の脱税であれば、法人税法159条1項において、

偽りその他不正の行為により、第74条第1項第2号（確定申告）^(注2)に規定する法人税の額（中略）につき法人税を免れ（中略）た者は、10年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

と規定され、また、所得税の脱税であれば、所得税法238条1項において、

偽りその他不正の行為により、第120条第1項第3号（確定所得申告）^(注3)（中略）に規定する所得税の額につき所得税を免れ（中略）た者は、10年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

と規定され、また、消費税の脱税であれば、消費税法64条1項において、

次の各号のいずれかに該当する者は、10年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(注1) 税法違反となる遁脱犯が前提犯罪に該当することによる犯罪収益性に関しては、今井康裕「マネー・ロンダリング犯罪と財務捜査—前提犯罪拡大に伴う財務捜査に関する一考察—(上)」捜研2022年11月号31頁以下に詳しい。

(注2) 同法74条1項の条文は、次のとおりである。

内国法人は、各事業年度終了の日の翌日から2月以内に、税務署長に対し、確定した決算に基づき次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。

一 当該事業年度の課税標準である所得の金額又は欠損金額

二 前号に掲げる所得の金額につき前節（税額の計算）の規定を適用して計算した法人税の額（後略）

一 偽りその他不正の行為により、消費税を免れ（中略）た者（後略）と規定され、さらに、相続税の脱税であれば、相続税法68条1項において、偽りその他不正の行為により相続税（中略）を免れた者は、10年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

と規定されており、いずれの法律においても、「偽りその他不正の行為」により、本来支払うべき税額を免れた場合に、それぞれの税法に規定する脱税とされ、いずれも10年以下の懲役等の刑罰が科されることになっている。

したがって、これらの脱税行為に及んだ場合、そこで得られた収益は、脱税という税法違反を前提犯罪とする犯罪収益となる。

第2 脱税における犯罪収益をどのように認識するかの問題

1 法人税法違反による脱税の場合

法人税の脱税により被疑者の手元には、本来納付すべきであった法人税額に相当する金額と、実際に申告して納付した税額との差額が残されており、これが法人税を遁脱したことにより生じた犯罪収益となる。

ただ問題となるのは、それがどのような形で残されているのかという点である。つまり、他人の物を横領したり、殺人の報酬として現金の受け取りをしたような場合には、それらを犯罪収益として認識することはたやすいところである。それが別の財産に形を変えてもそれをフォローすることは可能である。

(注3) 同法120条1項の条文は、次のとおりである。

居住者は、その年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が第2章第4節（所得控除）の規定による雑損控除その他の控除の額の合計額を超える場合において、当該総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額からこれらの控除の額を第87条第2項（所得控除の順序）の規定に準じて控除した後の金額をそれぞれ課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額とみなして第89条（税率）の規定を適用して計算した場合の所得税の額の合計額が配当控除の額を超えるとき（中略）は、（中略）第3期（その年の翌年2月16日から3月15日までの期間をいう。（中略））において、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。（中略）

- 一 その年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額並びに第2章第4節の規定による雑損控除その他の控除の額並びに課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額又は純損失の金額
- 二 （中略）
- 三 第1号に掲げる課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額につき第3章（税額の計算）の規定を適用して計算した所得税の額

第7編
処罰段階（4）
犯罪人引渡し及び
国際刑事共助等に関する
諸問題

第1章

犯罪人引渡し及び国際的な捜査協力等に関する基本的な問題点

第1 序論

各国家には主権があるため、他国等の主権の及ぶ範囲内においては、他の国家も権力の行使に及ぶことは許されない。しかしながら、本書9頁以下で述べたように、マネー・ローンダリングは、容易に国境の壁を破り、世界中のどこにでも犯罪収益等が流れていくという性質を持っている。

その対応策としては、必然的に国際刑事共助が必要とされるものの、国家間の協力が十分になされていない場合には、犯罪組織にマネー・ローンダリングを許す結果となってしまう。

そこで、ここでは、まず、国際刑事共助等の国際的な協力関係がどのようなものであるかについて簡単に述べることにする。なお、この点については、拙著「現代国際刑事法」(成文堂)に詳細に述べてあるので、興味のある方は、是非、そちらも読んでいただきたい。

国際捜査という枠組みにおいて、人を対象とする場合と、捜査上の証拠を対象とする場合で扱いが異なってくる。前者は、犯罪人引渡しという問題があり、後者は、国際刑事共助という問題がある。

ここで、この問題を理解するに当たり、考えやすいようにするため、設例として、次のような事案において、国際刑事法上どのような問題があるか検討することとしたい。

第2 犯罪人引渡し及び国際刑事共助を検討する上での設例

被疑者Aは、日本人であるが、X国からインターネットによって、我が国のY社のコンピュータに、同社社員のIDアドレスやパスワードなどを用いて侵入し、そのデータ等に不正な指示をして、X国にある共犯者B（国籍はX国）のウェブウォレットに暗号資産ビットコイン10億円相当を送金させた。そして、A及びBは、直ちにこれを秘匿性の高いモネロなどの暗号資産に変えて、Z国にあるAのウェブウォレットに送金した。この場合において、A及びBに対しては我が国の刑事法上、どのような手段を用いることができるのか。

この設例は、前述したコインチェック事件を参考にしたものであるが、ここで述べたように、Aらの犯行は、不正アクセス禁止法違反や電子計算機使用詐欺罪に該当するおそれがある。そして、前者の罪では法定刑が軽いことから前提犯罪とはならないものの、後者の罪が成立するのであれば、同罪の法定刑が10年以下の懲役であることから、長期4年を超える拘禁刑であるため、前提犯罪となり得る。

その上で、A及びBは、取得した犯罪収益等を秘匿性の高い暗号資産に変えている上、それを更にZ国に送金していることから、これらの行為は、組織的犯罪処罰法10条にいう「犯罪収益等を隠匿した」行為に該当するであろう。

ただ、そのような実行行為は、X国においてなされているが、同法12条は、
（前略）第9条第1項から第3項まで及び前2条の罪は同法（筆者注：刑法）
第3条の例に従う。

と規定してマネー・ローンダリングについては国外犯の規定を設けており、刑法3条では、

この法律は、日本国外において次に掲げる罪を犯した日本国民に適用する。

（後略）

などとして、一定の重大な犯罪については、「日本国民」が日本国外において実行した場合に、刑法の効力を及ぼすこととして処罰の対象としている。したがって、組織的犯罪処罰法12条の規定により、日本国民であるAがX国で

第8編
収益剥奪段階
没収・追徴

第1章

我が国における没収・追徴制度

第1 刑法における没収・追徴

組織的犯罪処罰法や麻薬特例法での没収・追徴制度を説明する前提として、刑法上の没収・追徴制度がどのようなになっているのか見ておくこととする。

刑法19条1項は、

次に掲げる物は、没収することができる。

として、

- 一 犯罪行為を組成した物
- 二 犯罪行為の用に供し、又は供しようとした物
- 三 犯罪行為によって生じ、若しくはこれによって得た物又は犯罪行為の報酬として得た物
- 四 前号に掲げる物の対価として得た物

を挙げている。

それら各号に該当するものとしては、まず、1号の「犯罪行為を組成した物」には、偽造文書行使罪における偽造文書、賭博罪において賭けた金銭、贈賄罪において渡した賄賂の現金などが該当し、2号の「犯罪行為の用に供し、又は供しようとした物」には、殺人の際に使ったナイフ、放火の際に使ったマッチなどが該当する。

そして、3号の「犯罪行為によって生じ、若しくはこれによって得た物又は犯罪行為の報酬として得た物」のうち、まず、「生じ」た物としては、文書偽造罪における偽造文書、通貨偽造罪の偽造通貨などが該当し、「これによって得た物」としては、賭博により得た金銭、恐喝によって得た金品、盗品等譲受けによって得た盗品などが該当し、さらに、「報酬として得た物」としては、文字どおりの殺人の報酬としての現金等が該当する。

そして、4号の「前号に掲げる物の対価として得た物」としては、譲り受けた盗品を売って得た現金、窃盗犯人が窃取した現金で買った物などが挙げられる。

それらの例示で判明するように、ここで規定されている「物」とは、有体物の意味であり、動産だけでなく、不動産も含むが、その反面、債権その他の無形的財産権ないし利益はこの対象とならないと解されている（大塚仁ほか『大コンメンタール刑法第2版』第1巻403頁）。

そして、同条2項において、

没収は、犯人以外の者に属しない物に限り、これを行うことができる。ただし、犯人以外の者に属する物であっても、犯罪の後にその者が情を知って取得したものであるときは、これを没収することができる。

としていることから、原則として、先に挙げられた物が犯人の所有である限りにおいて没収できることになる。

また、それらの物が没収できないときに備えて、刑法19条の2において、前条第1項第3号又は第4号に掲げる物の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

として、先の3号と4号に該当する物については、その没収ができないときに追徴をすることができる」とされている。

第2 組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法における没収・追徴

1 任意的没収、必要的没収、追徴

(1) 任意的没収に関する組織的犯罪処罰法13条、必要的没収に関する麻薬特例法11条

組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法では、上記第1に見た刑法上の没収・追徴に関する規定の特則を定めており、その刑罰の範囲などを広げている。

ア 組織的犯罪処罰法13条

まず、組織的犯罪処罰法13条では、刑法19条1項3、4号に対する特則として、この法律における没収に関する基本的な規定を1項に置いている。そして、同項の柱書において、

用語索引

【あ】

相手国の承認	31
新しい「40の勧告」	28
アダルトサイト	202
アノニマイザー	310
あへん	176
あへん法	420, 421
アマゾンギフト券	261
アラブ首長国連邦	254
アル・カボネ	4
アルトコイン	308
暗号学的通貨	330
暗号資産	304
暗号資産交換業者	355
暗号資産交換業者等の法的位置付け	334
暗号資産市場	305
暗号資産担保型	316
暗号資産等への対応の強化	40
暗号資産の刑事法上の性質	331
暗号資産の所有権性	330
暗号資産の性質及び原理	307
暗号資産の定義	328
「暗号資産」の定義	328
暗号資産の法的性質等	328
暗号資産の民事法上の性質	331
暗号資産への行政的対応	312
暗号資産への対応強化のための法改正	48
暗証番号	86
アンホステッド・ウォレット	319
イーサリアム	329
意思決定の自由	188
イタリヤ	9
一時協力者	25
一時的な口座凍結	113
一連の犯行	484
一身専属権	422
一般人	204
一般法	458
違法金利	463
違法薬物の密輸	449

違法利息	461
違法利息の受領	286
医薬品	215
医薬品の無許可販売	192
イラン	30, 32
インターネット上のコモディティ	330
インターネットオークション	238
インターネット詐欺	210
インテグレイション	2
隠匿	15, 242, 254, 427
隠蔽する目的	67
ウィーン条約	11
ウェブウォレット	348
ウェブウォレット開設の際の確認事項に関する不実告知罪	354
ウェブウォレットの開設の際の本人確認	350
ウェブウォレットを適切に開設した後、これを他人に譲渡したケース	353
ウォレット	308, 348
ウクライナ侵攻	322
受取人	101
疑わしい取引	127, 277
疑わしい取引の届出義務	23
疑わしい取引の届出制度	126
売上データ	230
運用益等の海外口座への送金	289, 291
営業譲渡	86
営利目的	176
役務の提供を受ける目的	85
越境リモートアクセス	407, 409
越境リモートアクセスが主権侵害となるとい う結論自体が失当	410
越境リモートアクセスについては、主権侵害 が存在しない	411
押収	243
オーストリア	10
おとり捜査	5
オニオン・ルーティング	312
オフショア・バンク	10

【か】

海外にあるサーバにリモートアクセスをする ことが主権侵害になるか	406
海外の銀行	249

判例索引

昭和23年 6月30日最高裁判決 (刑集 2 卷 7 号777頁)	428
昭和24年 5月28日最高裁判決 (刑集 3 卷 6 号878頁)	437
昭和30年12月 8 日最高裁決定 (刑集 9 卷13号2608頁)	440
昭和33年 3月 5 日最高裁判決 (刑集12卷 3 号384頁)	440
昭和33年 3月13日最高裁判決 (刑集12卷 3 号527頁)	438
昭和33年 4月15日最高裁決定 (刑集12卷 5 号916頁)	440
昭和35年 2月18日最高裁判決 (刑集14卷 2 号153頁)	438
昭和38年 5月22日最高裁決定 (刑集17卷 4 号457頁)	437
昭和39年 2月 8 日最高裁決定 (刑集18卷 2 号43頁)	157
昭和42年11月 8 日大法院判決 (刑集21卷 9 号1197頁)	369
昭和43年 9月25日最高裁判決 (刑集22卷 9 号871頁)	467, 491
昭和48年 3月20日最高裁判決 (刑集27卷 2 号138頁)	369
平成 2 年 6 月27日最高裁決定 (刑集44卷 4 号385頁)	396
平成 3 年11月28日東京高裁判決 (民集50卷 5 号1293頁)	100, 101
平成 5 年 7 月13日岐阜地裁判決 (公刊物未登載)	248
平成 6 年 9 月13日最高裁決定 (刑集48卷 6 号289頁)	371
平成 7 年 6 月21日東京高裁判決 (稅務訴訟資料212号3936頁)	369
平成 7 年12月 5 日最高裁決定 (刑集49卷10号821頁)	455
平成 8 年 4 月26日最高裁判決 (民集50卷 5 号1267頁)	101, 103
平成 9 年 3 月26日大阪高裁判決 (判時1618号150頁)	442
平成 9 年 9 月30日最高裁決定 (刑集51卷 8 号671頁)	273
平成10年 2月13日大阪地裁判決 (公刊物未登載)	279
平成10年 9月25日大阪高裁判決 (判夕1008号286号)	260, 279, 438
平成11年 3月25日東京地裁判決 (判時1690号156頁)	249, 435
平成11年10月19日東京高裁判決 (東高時報50卷 1 ~12号120頁)	249
平成12年 2月19日東京地裁判決 (公刊物未登載)	254
平成13年 3月 1 日福岡地裁判決 (刑集57卷 4 号429頁)	450
平成13年 6月25日福岡高裁判決 (刑集56卷 8 号686頁)	55
平成13年 6月29日福岡高裁判決 (判時1757号160頁)	459
平成13年 9月17日福岡高裁判決 (刑集57卷 4 号438頁)	451
平成13年11月20日福岡高裁判決 (高檢速報集 (平13) 号232頁)	204
平成14年 6月18日鹿児島地裁判決 (公刊物未登載)	243
平成14年10月21日最高裁決定 (刑集56卷 8 号670頁)	57
平成14年11月19日山形地裁判決 (公刊物未登載)	271
平成15年 1月20日東京地裁判決 (判夕1119号267頁)	190
平成15年 3月12日最高裁決定 (刑集57卷 3 号322頁)	103
平成15年 3月14日宮崎地裁延岡支部判決 (公刊物未登載)	243
平成15年 4月11日最高裁判決 (刑集57卷 4 号403頁)	147, 155, 179, 449
平成15年 4月11日最高裁判決 (判夕1123号84頁)	427, 460
平成15年 4月18日東京高裁判決 (東高時報54卷 1 ~12号22頁)	459
平成15年 5月 8 日大阪地裁判決 (公刊物未登載)	218
平成15年 5月29日東京高裁判決 (東高時報54卷 1 ~12号50頁)	459

城 祐一郎／たち ゆういちろう

昭和55年10月 司法試験合格
昭和58年4月 東京地検検事任官
平成16年4月 大阪地検特捜部副部長
平成18年1月 大阪地検交通部長
平成19年6月 大阪地検公安部長
平成20年1月 法務総合研究所研究部長
平成21年4月 大阪高検公安部長
平成21年7月 大阪地検堺支部長
平成23年4月 最高検刑事部検事
平成24年11月 最高検公安部検事
平成26年1月 最高検刑事部検事
平成28年4月 明治大学法科大学院特任教授・検事
平成29年4月 最高検刑事部検事
平成30年3月 最高検検事退官
平成30年4月 昭和大学医学部法医学講座教授（薬学博士）
令和3年4月 ロシア連邦サンクトペテルブルク大学客員教授
他に、警察大学校講師、慶應義塾大学法科大学院非常勤講師（国際刑事法担当）などを勤める。

〔主要著作〕 『殺傷犯捜査全書——理論と実務の詳解——』
『盗犯捜査全書——理論と実務の詳解——』
『性犯罪捜査全書——理論と実務の詳解——』
『Q&A 実例 交通事件捜査における現場の疑問〔第2版〕』
『警察官のためのわかりやすい刑事訴訟法』（共著）
『実務用語・略語・隠語辞典』
『海事犯罪——理論と捜査——』（共著）
『特別刑事法犯の理論と捜査〔1〕〔2〕』
『「逃げ得」を許さない交通事件捜査〔第2版〕』
『取調べハンドブック』
『警察官のための死体の取扱い実務ハンドブック』
以上、弊社刊
『ケーススタディ危険運転致死傷罪〔第3版〕』（東京法令出版）
『英語で学ぶ刑法総論』（東京法令出版）
『現代国際刑事法』（成文堂）
『医療関係者のための実践的法学入門』（成文堂）
『現代医療関係法』（成文堂）

★本書の無断複製（コピー）は、著作権法上での例外を除き、禁じられています。
また、代行業者等に依頼してスキャンやデジタルデータ化を行うことは、たとえ個人や家庭内の利用を目的とする場合であっても、著作権法違反となります。

マナー・ローンダリング罪——捜査のすべて〔第3版〕

令和5年10月20日 第1刷発行

著者 城 祐一郎
発行者 橋 茂雄
発行所 立花書房
東京都千代田区神田小川町3-28-2
電話 03 (3291) 1561 (代表)
FAX 03 (3233) 2871
<https://tachibanashobo.co.jp>

平成26年8月20日 初版第1刷発行

平成30年12月15日 第2版第1刷発行 令和3年6月15日 第2版第3刷発行

©2023 Tachi Yuichiro

印刷・製本／倉敷印刷

乱丁・落丁の際は弊社でお取り替えいたします。